

# 鳥取縣公報

縣令

昭和十七年一月二十三日  
第一千三百一號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

### ◇鳥取縣令第三號

大正十五年三月十五日鳥取縣令第十號鳥取縣女子師範學校學則中  
左ノ通改正ス

昭和十七年一月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第七條 第一號乃至第三號表課程中「小學校」ヲ「國民學校」ニ

「算術」ヲ「算數」ニ「唱歌」ヲ「音樂」ニ「手工」ヲ「工  
作」ニ「小學國史教師用書」ヲ「國民學校ニ於ケル國史教師  
用書」ニ改ム

第十七條 第一項第二號書式中「何教員免許狀」ヲ「何訓導免許  
狀」ニ第三項「小學校教員在職者」ヲ「國民學校職員在職  
者」ニ「小學校令施行細則第九十六條」ヲ「國民學校令施行  
細則第七十條」ニ改ム

第十八條 入學志願者ニ就テハ學力、身體及人物ノ三者綜合判定

ニ依ル

第十九條 削除

第二十條中「國語、歴史、地理、數學、理科、家事、裁縫」ノ次

ニ「全科又ハ數科」ヲ挿入ス

第二十條ノ二中「小學校本科正教員」ヲ「國民學校訓導」ニ改ム

第三十八條 講習科ハ之ヲ分チテ左ノ四種トシ必要ニ應シテ之ヲ

開設ス

第一種講習科

國民學校訓導免許狀ヲ有スル者ニ必要ナル講習ヲ爲ス

第二種講習科

國民學校初等科訓導タラムトスル者ニ必要ナル講習ヲ爲ス

第三種講習科

國民學校專科訓導タラムトスル者ニ必要ナル講習ヲ爲ス

第四種講習科

00880

國民學校初等科准訓導タラムトスル者ニ必要ナル講習ヲ爲ス  
 第四十四條 第七號書式中「小學校正教員講習科」ヲ「國民學校  
 訓導講習科」ニ第八號書式中「尋常小學校本科(小學校裁縫  
 科)正教員」ヲ「國民學校初等科訓導、國民學校 科(專  
 科)訓導、國民學校初等科准訓導」ニ改ム  
 第四十五條 「小學校教員」ヲ「國民學校職員」ニ改ム  
 「第九章附屬小學校」ヲ「第九章附屬國民學校」ニ改ム  
 第四十七條 「附屬小學校」ヲ「附屬國民學校」ニ「町村立小學  
 校」ヲ「國民學校」ニ改ム  
 附 則  
 本令ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

◆鳥取縣告示第三十五號

昭和十五年十一月鳥取縣告示第九百七號(内地產豆類ノ販賣價格  
 指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十七年一月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

内地產豆類ノ販賣價格中左ノ通削除ス

一 移、輸出検査ニ合格シタル北海道產豆類ノ販賣業者(生産者  
 團體ヲ含ム)ノ販賣價格中(一)大豆類ノ販賣價格及附記(ホ)中

「(大粒鶴ノ子大豆、中粒鶴ノ子大豆、黒大豆、十勝光黒大豆  
 及大粒光黒大豆ニ在リテハ一等ノモノ)」「(大粒鶴ノ子大豆、  
 中粒鶴ノ子大豆、黒大豆、十勝光黒大豆及大粒光黒大豆ニ在リ  
 テハ二等三等又ハ等外ノモノ)」並附記(ヘ)中「大豆類ニ在リ  
 テハ小粒大豆」

二 鳥取縣產豆類ノ販賣業者(生産者團體ヲ含ム)ノ販賣價格中  
 (一)大豆類ノ販賣價格

三 他府縣產豆類ノ販賣業者(生産者團體ヲ含ム)ノ販賣價格中(一)  
 大豆ノ販賣價格及附記(ロ)ノ項並(ハ)中「大豆ニ付テハ青森、  
 岩手、宮城、茨城、群馬、埼玉、千葉、長野、奈良、長崎、熊  
 本、宮崎、鹿児島ノ各縣」(大豆一四、九三(黒大豆一六、九  
 三))

◆鳥取縣告示第三十六號

昭和十五年十二月鳥取縣告示第九百六十九號米穀管理事務取扱員

00881

設置要綱ハ昭和十六年九月三十日限之ヲ廢止セリ

昭和十七年一月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

◆鳥取縣告示第三十七號

鳥取縣米検査要項左ノ通定ム

昭和十七年一月二十三日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

屑米検査要項

- 一 本縣内ニ於テ生産セラレタル屑米ニシテ販賣セラルルモノノハ  
 本要項ニ依リ検査ヲ受クルコト
- 二 屑米ノ検査等級ハ其ノ品質、乾燥、調製及一升重量ノ程度ニ  
 依リ上及並ノ二階級ニ區別スルコト
- 三 前項ノ検査等級ノ標準ハ別ニ之ヲ定ムルコト
- 四 検査ヲ受クル屑米ノ一包裝ノ正味量ハ十二貫トスルコト但シ  
 定量ニ滿タザル端量ノモノト雖モ検査スルコト
- 五 検査ヲ受クル屑米ニハ其ノ包裝ニ別記様式第一號ノ票箋ヲ結  
 依ルモノハ縦繩ヲ以ニ依ルモノハ横繩一箇所ヲ省略スルコト

付クルコト

- 六 検査ハ農産物検査吏員之ヲ行フコト
- 七 検査ハ現品所在地ニ於テ之ヲ行フコト但シ農産物検査所長ニ  
 於テ必要アリト認メタルトキハ検査場所ヲ指定スルコト
- 八 検査ヲ受ケントスル者ハ數量及所在地ヲ具シ書面又ハ口頭ヲ  
 以テ所轄農産物検査所出張所又ハ同派出所ニ申請スルコト
- 九 検査ヲ行ヒタル屑米ニハ其ノ検査等級ニ應ジ其ノ票箋ニ別記  
 様式第二號ノ検査證印及別記様式第三號ノ検査等級證印ヲ押  
 捺スルコト
- 十 本要項ニ依ル屑米ノ検査ハ告示ノ日ヨリ之ヲ行フコト

別 記

様式 第一號 票 箋

受 檢 査	縣 市 郡 村 町
昭和 年 産	
正味量	貫 匁
皆掛重量	匁

長 三寸五分  
 幅 一寸五分

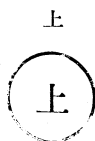
様式 第二號 検査證印

00882



徑 一寸  
肉色 紫

樣式 第三號 検査等級證印



並



徑 八分  
肉色 紫

# 彙報

## 纖維製品の綜合切符制

一月二十日以後全國的に實施

國家的統制に全幅協力を望む

(商工課)

纖維製品については昭和十五年二月「纖維製品配給統制規則」が公布され、大体生産から配給機關と配給の大綱は出来たのであつて、勞働作業衣であるとか出生児用綿布であるとか學生服等はそれ／＼別個に切符制が採用されてゐたのであるが、事變が長期に亘り、殊に對米英戰爭の勃發によつて其の原料資源の大部分を海外に仰ぐ纖維製品にあつてはその供給が次第に制限され、一般民需向の配給は甚しく窮屈になつて來たのである。

従つてその供給量の減じた纖維品を以て一面軍需其の他必要方面の配給を確保すると共に他面國民生活の最低限度の衣料品の公平な配給を確保し、以て長期戦下國民衣料生活の安定に資する爲に配給機構を再編成し、今回衣料品に付て全面的な綜合切符制を採用され、一月二十日商工省告示を以て「纖維製品配給消費統制規則」を公布して即日施行されたのであるが、此の綜合切符制度

00883

は我國としては最初の事であつて、この規則の運営が今後に於ける我國統制經濟の動向を決定する鍵でもあり萬全を期したいと考へるので、これが内容に付説明して一般の積極的な協力を願ひたいと思ふ。

この纖維品の綜合切符を「衣料切符」と言ふ事になつて居るが衣料切符の適用を受ける衣料品、即ち衣料切符でないとい買へない品物は纖維品であるところの被服類及身廻品の殆ど全部であつて製綿・レース・テープ・帛紗・枕・蚊帳・クツション・蒲團袋・相撲用褌・帽子・傘・鼻緒・ガーター・ズボン吊・乳バンド・コルセット・リボン・ヘヤーネット・紐類・組物類・袋物・カーテン・防空暗幕・敷物等を除いた織物類、和服類、洋服類、朝鮮服類、作業被服類、肌着、身廻用品類、運動用品類、家庭用品類及是等の中古品は凡て切符制になつたのであつて、之等の個々の品物及其の點數は近く縣から各家庭に配付するし、業者の店頭にも揭示させるのであるが、尙本月二十日附の官報に詳しく記してある。

是等の品物には種類により一着、一枚、一反又は基準數量毎に點數が設けられ、最低一點から最高五十點まで段階があるが、純絹織物又は純絹製品の點數は四分の一に計算され、一定の子供用又は幼児用品は二分の一として計算されるやうになつてゐる。

衣料切符には總點八十點の甲種と總點百點の乙種とあつて、乙種は大田市制施行地及六大都市に隣接する町村で都市と區別する事が不適當な地域に居住してゐる者に、甲種は其の他の地域に居住してゐる者に交付されるのであつて、本縣では鳥取、米子兩市が乙種、其他が甲種となるのである。

衣料切符は商工省が發行し、内地に居住する者全部に對して原則として毎年一枚市町村長から交付されるのであるが、兵營内に居住する下士官兵・既決の囚人・養老院又は孤兒院に收容中の者には交付されない。

切符の交付は原則として一人一枚になつてゐて、其の後生れた子供・戦地から歸還した軍人・外國から歸つて來た人にも一枚宛交付されるが、たとへ年の半であつても一年分の切符が交付されるのである。年の半ばで死去した人又は應召に依つて出征した人などに交付した切符も其の時取上げる様な事はない。

尙衣料切符は之を紛失したら年の間に二度と交付しないことになつてゐるから、失はない様に特に注意することが肝要である。

又衣料切符は毎年一枚宛交付される普通のものゝ外に、婚約の整つた女子・妊娠五ヶ月以後の婦人・外國に居住する者で内地に旅行する者・火災・水害・盜難等の災禍に罹り衣料品を失つた人の様な特殊の事情あるものには申請に依つて一定數量の衣料切符が

00884

交付される事になつてゐる。

次に衣料切符の使ひ方であるが、衣料切符を市町村長から常會長を経て貰ひ受けたら、今回交付の衣料切符の有効期限は昭和十八年一月三十一日迄となつてゐるからそれ迄に希望の品物のある商店に衣料切符を持つて行つて、其の品物の點數だけの小切符を截取つて買つて来るのであつて、買ひに行く處は一般の小賣業者の外百貨店でも縣の指定した製造小賣をやつてゐる店でもよいし、又縣内に限らず全國何處に行つて買つてもよいことになつてゐる。

衣料切符を持つて行けば各自の希望品目を其の範圍内に於て自由に買ひ得る建前にはなつてゐるが、手拭・タオル・足袋・靴下・晒・ネルは衣料切符に添付してある制限小切符の數量しか買へないことになつてゐて、之等の物品を買ふときは普通の小切符の外に制限小切符を出さねばならぬ。

衣料切符は他の一般切符と同じく他人に譲渡したり、他人から譲受ける事は出来ないが、同一世帯内の家族間に於ける融通は許されてゐるし、他人の委託を受けて他人の衣料切符を代理行使することも許されてゐるので、隣組同志で誰か一人の人に衣料品の買出しを頼むことも出来るし、團體なり社員従業員とかの制服を一括購入する場合は一手に代理行使しても差支ない。

以上は大體衣料切符制のあらましである。詳しい事は各市町村長から各常會等を通して説明するが、此の衣料切符は近く各家庭に配布され、來月一日から使ひ得るものであつて、規則の施行に依り衣料品は一月二十日以降は衣料切符と引換へないと賣渡出来ないのも、事實上一月二十日から一月三十一日迄は衣料品の小賣販賣は出来ないことになつて居る。これは此の間に於て業者の在庫數量に付て的確な調査をすると共に、過渡期に於ける買溜其の他不徳行爲を防止する爲の措置であつて、關係業者も一般縣民もよく此の趣旨を体して苟も違犯行爲等のない様に注意して貰ひたい。又一般消費者は一寸勝手が違つて不自由を感じる點もあることと思はれるが、此の一般に賣らない期間中でも火災であるとか出産等緊急必要な場合には所轄警察署長の證明書で買ふ事が出来る様になつてゐるから、此の訓期的統制の過渡期の處置として己むを得ない事情を諒察せられ、此の國家的統制に全幅の御協力を切望する次第である。

### 昨年の 本縣夏秋蠶收繭高 四十八萬五千九百貫

(統計課)

00885

本縣 於ける昭和十六年の夏秋蠶は

蠶種掃立卵量 九五〇、九〇九 グラム  
收繭 高 四八五、九六七 貫

であつて、種類は白繭種ばかりで黄繭種はない。しかしてこれを前年に較べると蠶種掃立卵量に於て一三五、一八一グラム(一割二分四厘)を減じ、收繭高に於て一九一、五八五貫(二割八分三厘)を減じて居り、尙前五ヶ年平均收繭高に比較すると昭和十一年から同十五年に至る平均收繭高六二二、四四五貫に對して一四〇、四七八貫(二割二分四厘)の減少を示してゐる。

蓋し本年の蠶作は掃立以來氣候が不順であつて、全般的に病蠶が発生した爲生育が不良であつたのと、掃立卵量の減少とに依つてこの減少を見るに至つたものであつて、こゝに昨年に於ける郡市別收繭高の狀況を記すと次の如くである。

蠶種掃立卵量	收繭 高		増減(△印減)	
	總數	白繭	前年掃立卵量ニ比シ	前年收繭高ニ比シ
鳥取市 一四、四六〇	六九五五	六九五五	一九〇	五九四
米子市 六、〇六〇	三、五四四	三、五四四	一、五三七	二、八八五
岩美郡 三、三〇九	一、六三三	一、六三三	一、二四三	四、八八四
八頭郡 四、四〇九	二、九六七	二、九六七	一、五〇〇	三、五〇六
氣高郡 七、四九八	四、〇四五	四、〇四五	一、八三三	二、三六二

東伯郡 三三、〇八	一、七〇二	一、七〇二	一、〇八	二、一九六
西伯郡 三三、四九	一、六〇三	一、六〇三	一、〇三	六、五五
日野郡 三、八八	八、九八	八、九八	一、〇	五、五二
計 九〇、九〇	四、五九六	四、五九六	一、一五二	二、九一五

### 兵器獻納資源回收 運動醜出金報告

金額	町村名
一金七圓參拾五錢	氣高郡鹿野町
一金拾五圓貳拾錢	日野郡山上村
一金拾壹圓六拾錢	日野郡米澤村
一金拾八圓拾壹錢	八頭郡若櫻町
一金四圓七拾五錢	岩美郡本庄村
一金四拾圓九拾五錢	岩美郡小田村
一金拾六圓七拾四錢	日野郡江尾村
一金七圓參拾五錢	西伯郡餘子村
一金參百四拾四圓七拾四錢	西伯郡上道村
	東伯郡長瀬村
	東伯郡倉吉町

